

# 公益財団法人 日本ボーイスカウト東京連盟維持財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本ボーイスカウト東京連盟維持財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都におけるボーイスカウト運動を助成し、青少年の品性の陶冶及び国際友愛精神の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 東京都におけるボーイスカウト運動の啓蒙宣伝及び援助助成
- (2) 指導者養成の協力援助
- (3) 国内及び国際のボーイスカウト行事への協力
- (4) 野営場の設置及び管理
- (5) その他目的達成のため、必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運営)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議による。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けたうえで定時評議員会に第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は第1項の定時評議員会の終了後直ちに、法律の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の概要の中に記載しな

ればならない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し、必要な事項は理事会の決議による。

#### 第4章 維持員

(維持員)

第13条 この法人の目的に賛同し、次条に規定する維持費を負担するものは、この法人の維持員になることができる。

(維持員の種別)

第14条 この法人の維持員の種別は次のとおりとする。

- (1) 通常維持員 維持費年額一口3,000円、一口以上を納めるもの
- (2) 賛助維持員 維持費年額一口10,000円、一口以上を納めるもの
- (3) 特別維持員(法人維持員) 維持費年額一口50,000円、一口以上を納めるもの

2 既納の維持費は、これを返還しない。

(加入)

第15条 この法人の維持員になろうとするものは、代表理事の定むるところによりその旨を申込まなければならない。

2 維持員の加入承認は、理事会が行う。

第16条 この法人の維持員は、毎事業年度、第14条に定める維持費を納入しなければならない。

(脱退)

第17条 この法人の維持員をやめようとするものは、そのやめようとする日の3箇月前までにその旨を申し出なければならない。

(除名)

第18条 維持員が次の各号の一に該当する場合は、代表理事は理事会及び評議員会の決議により、この法人の維持員から除名することができる。

- (1) 引き続き2年間維持費を滞納したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、若しくはこの法人の目的に反する行為があり、又はこの法人に不利益を与えたとき

(維持員の資格喪失)

第19条 維持員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 除名されたとき

## 第5章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第20条 この法人に評議員11人以上16人以内を置く。

2 評議員のうち、1人を評議員長とする。

(選任等)

第21条 評議員の選任及び解任は、一般社団及び財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ) 当該評議員の使用人
  - ニ) ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ) ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ) ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一つにするもの
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ) 理事
  - ロ) 使用人
  - ハ) 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めるものであつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ) 次に掲げる団体においてはその職員である者（国会議員及び地方公共団体の会議の議員を除く）
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員はこの法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。また監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(権限)

第22条 評議員は評議員会を構成し、第25条第2項に規定する事項の決議に参画

するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は辞任又は任期満了後においても、第20条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任されるまでは、その権利を有すると共に職務を行わなければならない。

(報酬等)

第24条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第25条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事等の報酬並びに費用の額の決定及びその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは公益目的事業の全部の廃止
- (8) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項において第1号の理事の選・解任、監事の選任、第2号、第4号、第5号は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半

数での普通決議、第1号の監事解任、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上による特別決議とする。

4 第2項にかかわらず、個々の評議員会においては、第28条第1項の書面に記載した評議員会の目標である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

第26条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は毎年2回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には何時でも開催することができる。

(招集)

第27条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第28条 代表理事は、評議員会の開催日の3週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第29条 評議員会の議長は評議員長がこれに当たる。評議員長欠席の場合は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第30条 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第31条 評議員会の議事は、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第32条 理事が、評議員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第33条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者代表2人以上が署名押印し、これを保存する。

## 第6章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第34条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、2名以内を「一般財団・財団法人法」第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第35条 理事及び監事は評議員会の決議によって、選任する。



- 2 代表理事及び業務執行理事は理事の中から理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会はその決議によって、第2項で選任された業務執行理事より2名以内を常務理事に選任することができる。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 7 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 9 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務・権限）

第36条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。又、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその業務執行に係わる職務を代行する。
- 4 理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会で定める。

5 理事長、常務理事及び前項の業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第37条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第34条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任

又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利を有すると共に、その職務を行わなければならない。

(解任)

第39条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第40条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問等)

第41条 この法人に、理事会及び評議員会の決議を経て、顧問、相談役、参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。

## 第2節 理事会

(設置)

第42条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 多額の借財
- (2) 重要な使用人の選任及び解任

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議を目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第37条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第45条 理事会は、代表理事が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載

した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第47条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会に決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会議決があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときには、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第36条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項に掲げる事項に係わる定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (合併等)

第53条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員会の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益法人目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第54条 この法人は「一般社団・財団法人法」第202条第1項、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人は消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、「公益認定法」第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第5条第17号に掲げる

法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする

## 第8章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会で選任及び解任する。
- 4 職員は有給とする。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、及び評議員の名簿
- (3) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第59条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その運動状況、運営

内容、財務資料を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第61条 この法人の公告は、電子公告による。

## 第10章 補 則

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この公益法人の最初の代表理事は 安藤国威 とする。



別表第1 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	38,593 m <sup>2</sup> 千葉県山武市森 1002-1
利付債券	44,000,000 円 商工組合中央金庫 本店
定期預金	3,000,000 円 商工組合中央金庫 本店
	10,000,000 円 三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店
	10,000,000 円 三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店
	25,000,000 円 三菱UFJ信託銀行 新宿支店
	10,000,000 円 みずほ銀行 新宿西口支店